

付帯メニュー定義書  
【子育てサポートプラス】

2020年10月1日

株式会社ところざわ未来電力

付帯メニュー定義書【子育てサポートプラス】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社ところざわ未来電力（以下「当社」といいます。）のトコロんでんき約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー（以下「子育て割」といいます。）は、当社が定める一定の要件を満たすお客さまを対象とする「特別割引メニュー」です。

#### 1. 実施期日

本定義書は、2020年10月1日より適用します。

#### 2. 適用条件

当社は、以下のすべての条件を満たす電気需給契約に「子育て割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 1. 実施期日に規定される日より後に、当社ウェブサイトを用いて新たに電気需給契約の申込みが行われて締結された電気受給契約であること（以前、当社との電気需給契約にもとづいて電気の供給を受けていた需要場所と同一の需要場所の電気需給契約を再度当社に申し込みをした場合はこれを満たしません。）。
- (2) 上記（1）を満たす電気需給契約のお客さまから、電気需給契約の申込みと同時に、又は電気需給契約締結後に以下の条件を満たす「子育て割」の申込みが行われたこと
  - ① お申込みの時点で、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の同居の子（以下「お子さま」といいます。）がいること。
  - ② お子さまの氏名及び生年月日を証明するもの（母子健康手帳、健康保険証、住民票の写し又はその他当社が指定するもの）を当社に提出すること。
  - ③ 過去又は「子育て割」の申込時に「子育て割」の適用を受けていないこと。

#### 3. 割引内容（割引を行う期間、割引金額の計算方法）

当社は、2. 適用条件に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下の割引を行う期間の電気料金について、以下の方法により計算した金額の割引を行います。

##### (1) 割引を行う期間

以下の①～③の期間中に行われる検針日において料金を算定される期間

- ① 2. 適用条件（1）に定める条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日から9か月を経過した後の最初の検針日から2か月間
- ② 2. 適用条件（1）に定める条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日から21か月を経過した後の最初の検針日から2か月間
- ③ 2. 適用条件（1）に定める条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日から33か月を経過した後の最初の検針日から2か月間

なお、お客さまが「子育て割」の申込みをした時点で、上記の期間が経過していた場合には、割引を行いません。また、割引を行う期間が終了したとしても、当社は、お客さまに対して、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

#### （2）割引金額の計算方法

上記（1）の期間中に行われる検針日において料金が算定される月の料金は、契約種別に応じて、トコロんでんき約款によって料金として算定された金額から次によって算定された割引額を差し引いたものとします。なお、トコロんでんき約款第22条にもとづき基本料金を日割計算する場合には、割引額は、日割計算後の基本料金を基準に算定するものとします。

- ① トコロンプランB、トコロンプランC、トコロン電力プラン、再エネプランB、再エネプランC、再エネ電力プランをご利用お客さま

割引額

＝トコロんでんき約款によって料金として算定された基本料金×100パーセント

- ② トコロンプランA、再エネプランAをご利用お客さま

割引額＝トコロんでんき約款によって料金として算定された最低料金×100%

#### 4. 適用廃止

2. 適用条件を満たす電気需給契約が終了・解約される場合には、トコロんでんき約款第39条（お申し出による需給契約の終了）または第41条（解約等）による終了日・解約日の翌日以降、「子育て割」を適用しません。

#### 5. 子育て割の定義書の変更および廃止

- （1）当社は、本定義書を変更する場合には、トコロんでんき約款第4条（約款の変更）に準じます。

- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、トコロんでんき約款第4条（約款の変更）に準じます。

## 6. その他

- (1) 「子育て割」の適用条件を満たさないにもかかわらず、「子育て割」が適用されていることが明らかになった場合は、当社は、3. 割引内容により割引かれた割引額（以下「返金額」といいます。）の返還をお客さまに対して要求いたします。この場合、返金額は、原則として、適用条件を満たさないことが明らかになった日の直後に支払義務が発生する電気需給契約の料金とあわせて支払っていただきます。
- (2) 当社は、お客さまから提出された個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。プライバシーポリシーの詳細は以下のURLをご覧ください。

<https://tokorozawa-mirai.co.jp/policy/>